輸送の安全に関する命令に対する当社の対応について

当社船舶「ニュー豊予3」が船舶安全法に基づく船舶検査証書の有効期限が平成28年1月17日までであったにもかかわらず、翌日の18日まで営業運航した件につきまして、下記のとおり、九州運輸局より輸送の安全確保等に関する命令を受け、その命令に対して今後対応を講じてまいります。

当社は、本件を真摯に受け止め、今後このようなことを繰り返すことのないよう安全 管理体制について改善を図ってまいります。

記

1. 九州運輸局からの命令事項

事態の再発防止と輸送の安全確保を図るため、「関係法令の遵守」と「安全管理規程の遵守」について、可及的速やかに措置を講ずるよう海上運送法第19条第2項の規定に基づき命令する。

(1) 関係法令の遵守

船舶安全法および海上運送法の規定について十分理解するとともに、特に、船舶 検査証書の有効期限、中間検査の基準日については、就航各船舶の船内のほか、事 業所内にも常に掲示しておき、複数の担当者により有効期限内にあるか常に確認す る体制を構築すること。

(2) 安全管理規程の遵守

安全統括管理者および運航管理者は、貴社安全管理規程第48条に定める安全教育の実施にあたり、今回のような事案の再発防止のため、法令に基づく各種証書類の有効期限に関し、確実に役職員および各船乗組員が理解し、遵守できるような安全教育の実施計画を作成すること。

2. 当社の対応方針

(1)船員および陸上員に船舶安全法および海上運送法の規定を十分理解させたうえで、船舶検査証書の有効期限、中間検査の基準日を常に確認できるように、各船の船橋および業務部佐賀関営業所内の執務室に掲示しました。

- (2)業務部および総務部の年間予定表に船舶検査証書の有効期限、中間検査の基準日を明記しました。
- (3) 船舶検査日程の決定において、運航管理者および船長が船舶検査証書の有効期限、中間検査の基準日を確認のうえ、「船舶検査の日程計画書」を作成することとします。また、安全統括管理者が確認するとともに、社内稟議することにより、複数者による確認を行う体制を確立します。
- (4) 船長が「更新年月日一覧表」(船舶検査証書、海洋汚染等防止証書および危険物運送船適合証の有効期限、船舶国籍証書の検認日、無線局免許状の有効期限等)を作成し、毎年12月末までに見直します。運航管理者は半年に一度(6月末と12月末)に確認のうえ、安全統括管理者に報告し、各船の船橋および業務部佐賀関営業所内の執務室に掲示します。
- (5)海技免状、船員手帳の更新、健康診断日等船員個人にかかる有効期限の管理については、船員が自己管理するほか、船長が年度ごとに「船員有効期限確認表」を作成管理し、更新が済めば、次の更新日を記入しております。さらに、船長が翌月分の「更新予定表」を毎月15日までに作成し、運航管理者が確認のうえ、安全統括管理者に報告することとします。また、船長は対象となる船員本人へ更新の実施を通知します。
- (6) 法令遵守と安全管理の徹底を再認識するとともに、法令に基づく各種証書類の 有効期限を理解し、遵守することを目的に、安全統括管理者または運航管理者が、 2月末までに全船員および全陸上員(常勤役員を含む)を対象として、各船2回 の合計6回、陸上員に対しては計3回の安全教育を実施します。
- (7)年間教育訓練計画に年2回、全船員および全陸上員(常勤役員を含む)を対象 として、船舶の安全関連法令および安全管理規程等の社内規程の安全教育を追加 し、今後、継続的に実施します。

以上